

様式第1号

## 公共用地境界確定協議申請書

年 月 日

堺市長殿

(申請者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (実印)

電話 \_\_\_\_\_

- 下記の申請地と公共用地（公園敷・ \_\_\_\_\_ ）との境界確定の協議を受けた  
いので、関係書類添付のうえ申請します。
- 下記の申請地について、公共用地（公園敷・ \_\_\_\_\_ ）境界確定（謄本・抄本）  
の交付を申請します。

既確定 昭和 平成 令和

年 月 日付け 第 号

記

- 1 申請地 堺市  
(旧地名、地番 \_\_\_\_\_ )
- 2 境界を確定する公園・緑地・緑道の名称  
( \_\_\_\_\_ )
- 3 申請の目的 土地境界の確認のみ 土地開発 建築確認  
法務局での手続（土地分合筆・地積更正等）  
その他（ \_\_\_\_\_ ）
- 4 連絡先 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (担当者 \_\_\_\_\_ )  
電話 \_\_\_\_\_

当申請地はほかの官公庁に境界確定の申請書を提出

- しています。 提出先（ \_\_\_\_\_ ）
- していません。

1. 境界確定協議申請に必要な添付書類は次のとおりです。

- (1) 委任状（事務の一部を代理人に委任する場合）
- (2) 印鑑登録証明書（申請者が個人の場合）
- (3) 印鑑証明書（申請者が法人の場合）
- (4) 代表者事項証明書又は商業登記事項証明書（申請者が法人の場合）
- (5) 登記事項証明書（全部事項証明書）
- (6) 土地調書又は登記事項要約書（申請地以外に限る）
- (7) 法務局備付公図の写し
- (8) 地積測量図の写し
- (9) 位置図・・・申請地付近の地図
- (10) 現況実測図・・・ ① 平面図は縮尺250分の1以上  
（有資格者が測量） ② 横断面図は縮尺100分の1以上
- (11) その他市長が必要と認める書類  
・・・ ① 住民票（戸籍附票）の写し ⑥ 法務局備付公図の合成参考図  
② 戸籍謄本（抄本）の写し ⑦ 土地所在図の写し  
③ 遺産分割協議書の写し ⑧ 公共用地境界一部確定願 等  
④ 相続関係説明図  
⑤ 土地沿革調書

2. 謄本（抄本）交付申請に必要な添付書類は次のとおりです。

なお、証明手数料として200円（1件につき）必要です。

- (1) 委任状（事務の一部を代理人に委任する場合）
- (2) 印鑑登録証明書（申請者が個人の場合）
- (3) 印鑑証明書（申請者が法人の場合）
- (4) 代表者事項証明書又は商業登記事項証明書（申請者が法人の場合）
- (5) 法務局備付公図の写し
- (6) 地積測量図の写し
- (7) 登記事項証明書（全部事項証明書）
- (8) 位置図・・・申請地付近の地図
- (9) その他市長が必要と認める書類  
・・・ ① 住民票（戸籍附票）の写し ⑤ 土地沿革調書  
② 戸籍謄本（抄本）の写し ⑥ 土地所在図の写し 等  
③ 遺産分割協議書の写し  
④ 相続関係説明図

【注1】個人のプライバシーに関する書類については、原則として原本のコピー提出がある場合のみ原本還付します。（例）戸籍謄本（抄本）、遺産分割協議書 等

【注2】法務局等で閲覧した書類や任意に作成した書類については、調査場所調査年月日、調査者の氏名、押印及び作成年月日等を記入願います。

【注3】印鑑証明書等の添付書類は、発行後3か月以内のものを添付願います。

【注4】申請の有効期間は、申請書受付日から1年です。